

令和6年9月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年9月10日（火）午前9時30分～

開催場所 橋本市教育文化会館 3階 第1研修室

出席委員（農業委員）

1番	石井 政英	○	2番	田中 里美	○	3番	平田 敬二	○
4番	林 義文	○	5番	米坂 佳久	○	6番	大西 敏夫	◎
7番	窪田 裕	◎	8番	藤田 和久	○	9番	織田 利治	○
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	○	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	×
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報 告 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

傍聴人 なし

- (開会)
- 事務局 ただいまから令和 6 年 9 月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
- 会長 －会長挨拶－
- 議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号 6 番 大西 敏夫 委員
議席番号 7 番 窪田 裕 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。
- (議案第 1 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について)
- 事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明
- 議長 議案第 1 号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので議案第 1 号について承認することにご異議ございませんか。
- 委員 異議なし。
- (議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)
- 事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。
- 議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
- 廣田委員 ●提出番号 1 番
現地へ行ってきました。斜面で大半が柿畑です。肥培管理ができており適当と判断しました。
- 織田委員 ●提出番号 2 番
譲受人は以前から当該地を耕作しており、譲渡人の父の頃からいずれは譲渡する旨約束していたということです。畑も見ましたが、定期的に草刈り等されており、問題ないと思います。
- 石井委員 ●提出番号 3 番
譲渡人と譲受人は親子関係であります。譲受人は新規就農ですが年間 150 日は従事するということで問題ないと思います。
中岡推進委員にも立ち合いいただき、確認とっています。
- 田中委員 ●提出番号 4 番
推進委員の鷲之上委員と現場確認を行い、代理人の行政書士に聞き取りしました。譲受人は自家用作物をつくりたい、譲渡人は維持管理が困難とのことで、確約書等書類も問題ありません。
- 平田委員 ●提出番号 5 番

譲渡人は高齢で住所も遠く耕作が困難であり、譲受人は意欲のある若い人です。現場も中芝推進委員と確認しましたが、草が生えてはいるものの十分耕作可能と判断でき、問題ないと思います。

議長 議案第2号について質疑ございませんか。
ないようですので、議案第2号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし

(議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局 議案第3号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

米坂委員 ●提出番号1番2番3番

現場は10年以上耕作されていません。譲渡人にも確認したところ問題はありませんでした。

しかし、この南方に位置する病院の南側は常日頃から水につかりやすい農地があることから、この農地転用による影響が心配されます。

一般基準の周辺の農地に営農上の支障を生ずる恐れがないと認められるかについての判断が非常に難しく感じました。

みなさまから参考になる意見等伺いたいと思います。

事務局 一般基準の被害防除策について、『農地法許可事務の要点解説』(著者:宮崎直己、発行者:新日本法規出版株式会社)によれば、農地法第4条第6項第4号により、土砂の流出、または崩壊その他の災害を発生させる恐れがあると認められる場合については許可をしてはいけないと記載されています。

当該案件については、既存の水路の付け替えも行い東西の既存の水路はそのまま利用すること、流量というものは、自然透水しなくなった部分のみ流れる形となります。そこをみて、土砂の流出または崩壊のおそれについて、事務局としては、そこまで甚大な被害はないと捉えています。

石井委員 事務局の説明で、自然透水という言葉が出ましたがその解釈が難しいと思います。

隅田地域では太陽光の設置がありますが、その近隣で農業用水路が通っています。相手方は自然透水するから水路や周辺に迷惑をかけないと話をしていましたが、結果的に水路に水は流れてき

ていました。また、近隣の農地にも大雨の時には流れていきます。そういった状態がありあますので、自然透水という定義がどこまでしていいものかその判断基準を教えてください。

事務局 農地法上自然透水の定義はありません。

廣田委員 流水係数というのがある。降水量に対して地表面に流れる水量の割合で、何もないところは 50%。ここは何%という規定はない。長くその地域でおられる委員の判断でいいと思う。

議長 ほかに意見ございませんか。

ないようですので、議案第 3 号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可処分取消願について)

事務局 議案第 4 号について議案書を基に説明。

議長 議案第 4 号について質疑ございませんか。

廣田委員 これは、農業委員会が事業の実施についてやかましく言って取り消すとなったのか、太陽光発電の設置者が事業の実施ができないと言って取り消しとなったのか。

事務局 太陽光発電施設の設置希望事業者から開発をしないと意思表示があり許可の取消願いが提出されました。

議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第 4 号について承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について)

事務局 議案書に基づいて説明。

議長 本日出席の委員の皆様から、提案事項等ございましたらよろしくをお願いします。

平田委員 今後農政施策は、地域計画を作成し 10 年度の姿を目標地図に落とし込むことが基本になるようです。補助金の対象もそのことを中心として行われると聞いています。基本的には弾力的な運用を望まざるをえないと考えています。十分なものを作るのにはあまり時間がない。とりあえずのものを作るのは問題になるのではないかと思います。今年度作ったものを土台として次年度の見直し

などをして十分なものにつくりあげていくということをしないと来年3月の期限のなかでは難しいと思います。それであるなら、9月に農林振興課から出された農地所有者に対する「農地利用に関する意向調査」を徹底的に回収することによって農地地図を作っていくかをえなと思っています。

また地域計画書を作ることについても、どのようなメンバーでそのように作成していくかということが求められているのではないかと。そこで十分な意見交換と共有というものをする必要があり、意見を述べさせていただきました。

事務局

おっしゃっていただいたように、地域計画は令和5年4月の法改正により2年をかけて作るようになり、橋本市では今アンケートをさせていただいています。対象者につきまして、本来全農地所有者を対象にすべきところ短期間での集計となることを踏まえ、1筆1,000㎡以上の農地をお持ちの方としています。しかし、アンケート対象外の農地についても、追加で記載いただき、またアンケートを送付されていない方でもご協力いただければとホームページ等で掲載しています。

どの程度地図に反映していくかについて、農水省のWEB会議の中でもほぼ白地図（検討中）でも致し方ないという意見が出ています。橋本市として考えていますのは、明らかに10年後自分達で耕作すると言われればその方が色がつき、今貸している方に10年後も耕作してほしいと言われればその耕作者の色がつきます。10年後のことはわからないと言われれば白くします。今後、どこか農地空いてないかと新規就農の方がこられたら、そういった、検討中、貸したい、売りたいという色になっている農地を見ていただき農地利用集積へつなげていけるのかなと思っています。

今回のアンケート結果で何か決定される不安をお持ちの方には、今回の計画がスタートラインで、随時変更は可能との説明をしています。

人・農地プランが地域計画に代わっていき、地域計画の中の農地であるとか、地域計画に位置づけられていることが今後補助の対象となってくることは言われていますが、その詳細については決まっています。

地域計画区域内にある農地への貸し借りについては、中間管理事業で貸し出すことになるということは決まっています。

そういうふうに随時国から情報がおりにてきている状況であります。

す。

橋本市として、今のアンケートの結果をどこまで反映できるかはわかりませんし、精度もよくないかもしれません。しかし、今後より良くしていくものだと思いますのでご協力いただきたいと思いますし、補助事業を受けるために必要であれば随時計画変更を行い、農業者の方に不具合がないようにできることはしていきたいと現時点では思っています。

今回のアンケートは目標地図作成のためのものですが、それとは別に地域計画書というものも作成する必要があります。そのためには協議の場で地元の方の意見を出していただくことも大事です。今現在の農地台帳で管理している農地ごとに耕作者の年代とかを地図に反映したものを用意する予定です。その地図を見ていただき、人・農地プランを土台に、まっせ・はしもとが終わりましたら地域ごとに協議の場をもちたいと考えています。11月定例会のときにまず委員のかたと日程調整し、地区最寄りの公民館等で開催したいと考えています。その際には是非ご協力いただき、意見がまとまりにくい部分で、意見を集約するようなご協力をいただきたいと思います。

以上が農林振興課で地域計画を策定するにあたり検討しているところです。また意見等いただきますようお願いします。

議長

これから皆さんにさせていただく利用状況調査でも、1,000㎡未満の農地の把握もできるかと思いますので、それも参考としていただければいいと思っています。ご協力をお願いします。

(閉会)

議長

以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和6年9月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
----------	--------	-------	---

	署名委員	大西 敏男	印
--	------	-------	---

	署名委員	窪田 裕	印
--	------	------	---